

## 別紙30（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

### 第1 事業内容

#### 1 目的

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの

（以下「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

#### 2 漁場保全の森づくり事業

漁場保全の森づくり事業（以下「森づくり事業」という。）とは、以下の(1)の漁場を対象とし、(2)の実施箇所において実施する森林の整備事業等をいう。

(1) 次に掲げるイ及びロを満たす漁場が対象であること。

- イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
- ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること

(2) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。

- イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
- ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

#### 3 森林の整備事業等

1に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。

- (1) 造林及び林道の開設又は拡張であって、要綱別紙27森林整備事業に係る運用（以下「森林整備運用」という。）第2の1及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「環境保全要綱」という。）の第2の2に規定する事業に準じて実施する事業
- (2) 保安施設事業であって、民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第2に規定する奥地保安林保全緊急対策事業及び保安林改良事業及び海岸防災林造成事業に準じて実施する事業

### 第2 森づくり事業の基本方針

1 森づくり事業を実施しようとするときは、都道府県知事は対象地区ごとに別記様式第1号により森づくり事業の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区名

- (2) 位置図等
- (3) 地区の概要
- (4) 整備の方針等

### 3 基本方針の提出

都道府県知事が国の助成を受けようとするときは、別記様式第2号により、水産庁長官に対し基本方針の提出を行うものとする。

## 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成24年度までの2年間とする。

## 第4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、森づくり事業に要する費用について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおり。

- 1 第1の3(1)に規定する事業のうち、森林整備運用第2の1に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第6の1及び2の規定を準用するものとする。また、環境保全要綱第2の2に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第4の規定を準用するものとする。
- 2 第1の3(2)に規定する事業については、要綱別紙28治山事業に係る運用（以下「治山事業運用」という。）第2の1(1)の規定を準用するものとする。

## 第5 実施要件

国庫補助の対象は、森づくり事業であって、これと同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。

## 第6 その他

森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第1の3(1)に規定する事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、第1の3(2)の事業については治山事業運用を準用するものとする。

## 第7 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）別紙1の1の(3)のイに基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 2 1により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙30の第2の規定に基づいて、平成23年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本

要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。